

別表 本件開示請求

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報	実施機関の主張
1	729	お盆の時期（平成30年〇月〇日）に情報開示に係る審査請求棄却の通知を送り付けてくる非常識な警視庁の情報開示対応に対して、平成30年〇月〇日の昼に審査請求人が〇〇から警視庁に苦情を申し立てた際に発生したトラブル（警視庁訟務課からの通知には照会先の電話番号は一切記載されていないにもかかわらず、電話対応した警視庁電話交換手が「外からかけ直せと」一方的に電話の取次ぎを拒否し、審査請求人の苦情申し立てを妨害したことに端を発したトラブル）に関して、平成30年〇月〇日に開示請求者が東京都公安委員会に苦情申し立てを行った事案（都公委第〇号）について、警視庁が公安委員会にどのような説明を行ったのかが確認できる全ての個人情報・資料	平成31年1月11日	一部開示	令和元年6月20日	苦情申出に関する事実調査結果について（平成30年〇月〇日付け、公安委員会室第〇号のもの）	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号に該当する。 開示することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例16条4号に該当する。 事案処理に係る事務担当者の評価、判断等に関する情報であって、開示することにより、広聴等の処理に係る事実調査の記載が形骸化し、正確な事実の把握が困難になるなど、今後の広聴等処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。
2	730	平成30年〇月〇日の〇時〇分頃から〇時〇分頃にかけての〇〇交番において、開示請求者が被害者であるトラブル（〇時〇分頃〇〇駅発下りの〇〇線急行車内で、開示請求者の右斜め前に立っていた〇歳くらいの男が、座っていた開示請求者の右足のつま先にプレッシャーをかけ続け、これを開示請求者が注意したら逆切れして開示請求者を盗撮したことに端を発したトラブル）の対応に当たり、〇〇警察署署員が、加害者の男に加担して被害者である開示請求者に謝罪させるという常識では考えられないトラブル処理を行った警察の職権濫用が強く疑われる犯罪的行為に関して、平成30年〇月〇日に開示請求者が東京都公安委員会に苦情申し立てを行った事案（都公委第〇号）について、〇〇警察署が公安委員会にどのような説明を行ったのかが確認できる全ての個人情報・資料	平成31年1月11日	一部開示	令和元年6月20日	苦情申出に関する事実調査結果について（平成30年〇月〇日付け、公安委員会室第〇号のもの）	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号に該当する。 開示することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例16条4号に該当する。 開示することにより、関係者から聴取した内容が明らかとなり、今後、関係者からの協力が得られなくなり、正確な事実の把握が困難となるなど、事案処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。